

軽度・中等度難聴児への補聴器購入助成制度の拡充を求める意見書

軽度・中等度難聴児への補聴器購入助成制度は県・市町村、自治体による差が生じております。

奈良県内に住む聴覚障がいを持つ児童・生徒、その保護者にとって負担無く安心して過ごせるように下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

1. 軽度・中等度難聴児への補聴器購入助成制度の対象者の文言変更

軽度・中等度難聴児への補聴器購入助成制度の対象者の(2)において、「両耳の聴力」のところを「いずれかの耳または両耳の聴力レベルが」もしくは、「ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めるときは、一側性難聴についても対象となる場合があります」という文言への変更を要望します。

理由：両耳難聴の障がい児のみが対象で一側性難聴(片耳難聴)児は制度対象外と受け取られる表現となっており一側性難聴(片耳難聴)児も対象であるため。

2. 購入助成対象項目拡大

補聴器のみでなく、耳あて等(耳あて、耳穴型シェル)も助成対象に加えるよう要望します。

理由：身体の成長が著しい幼児期から青年期にあたってはこの耳あては幼児期なら半年に1回、小学生で1年1回の割合で作り直しが必要。経済的負担が大きい。また、酷暑などで汗をかき補聴器内部に錆が発生し不具合が生じるため修理費の負担も大きいため。

3. 購入助成対象項目の補聴器拡大

クロス補聴器を購入助成対象とすることを要望します。

理由：クロス補聴器は一側性難聴児・者にとって有用な機器であります。一般的な補聴器と比較して高価なため、片耳の聴力があるとのことで購入されないケースがあり、言語習得期の幼児期や小・中・高校と集団の中でコミュニケーションを交わし社会性を身につける年齢層の児童、生徒にとって、クロス補聴器を活用することは非常に意義のある事であります。

4. 所得制限撤廃

対象者の所得制限を撤廃するように要望します。

理由：市町村民税最多納税額者の納税額が46万円以上の世帯は助成の対象外になるため。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月19日

大和高田市議会